

## 鯖江区長会連合会補助金等交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鯖江区長会連合会（以下「連合会」という。）が**鯖江市民生活  
都市民主役推進課**の所掌する補助金等の交付をうけて町内会等に補助金等を交付することについて、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号）その他規則等に定めるものを準用するほか、必要なことを定めることを目的とする。

### (補助金等の名称等)

第2条 この要綱により交付する補助金の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の範囲、補助率（定額補助にあっては補助金の額）、補助対象経費および交付期間（終期）は、別表第1のとおりとする。

### (補助町内会等の選考)

第3条 この要綱に定める補助金等のうち町内会等から申請を受けて選考のうえ、補助する町内会等を決定するものの選考手続きは、連合会の会長会で別途に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1

補助金の名称	補助金交付の目的	補助事業者	補助事業の範囲	補助率(補助額)	補助対象経費	備考
十区色づくり交付金	地域住民が主体的に取り組む住民の地域活動および地域の伝統や地域資源を活用した取組みを支援することで、地域の融和と活性化に寄与する。	町内会	住民が主体的に取り組む町内会活動および伝統や地域資源を活用した町内の活性化に取り組む事業	予算で定める額(限度額 15万円)	報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・工事料費・負費・原材料費・購入費 ※工事請負費と備品購入費は、対象事業の実施に必要なものに限る。	(融和とまちづくり交付金)
		地区区長会	地区が主体的に取り組む地域活動および伝統や地域資源を活用した地区の活性化に取り組む事業	予算で定める額(限度額 30万円)	※申請が予算額を上回るときは、連合会が別途に定める選考規約に基づき行う審査により補助採択を決める。	※申請が予算額を上回るときは、連合会が別途に定める選考規約に基づき行う審査により補助採択を決める。
区長会ネットワーク整備事業補助金	鯖江区長会連合会が導入を進めていくに参加経験する町内会等の導入経費	連合会区長会 地区区長会 町内会	町内会等における町内会ネットワークの導入と整備。	委託料	予算で定める額(ネットワーク導入時の初期費用)ただし、導入の後、通常の運用に入つたものに限る。	※市かららの補助金は、一括して区長会連合会が交付を内受け、連合会が町内会等から申請を受け付ける。